

八女市新規創業・新事業展開補助金申請の流れ及び留意事項

※注)補助制度は交付決定後に着手して3月中旬頃までに完了することが前提です！

R3年4月現在

(市 ⇄ 商工会議所または商工会との情報を相互に共有する)

交付要綱の施行日 (h27年4月1日)

申請者からの事前相談 (市・商工会議所・商工会)

※内容の聞き取り等(業種・事業内容等を確認)

★対象経費及び補助事業の流れ等を説明

注)補助対象要件:個人の場合は、市内に住所及び事業所を有し、法人の場合は、市内に事業所を有し、事業所の登記を行うことが前提となります。

※事業計画書の内容について、必ず商工会議所又は商工会で経営指導を受けること。

申請者
①

市へ補助金交付申請書の提出
(様式第1号、事業計画書、誓約書ほか)

【添付書類】

①申請書に記載する添付書類

②申請する経費の根拠となる見積書

注)創業塾等受講証明書(修了証の写し)は、受講前の場合、指導等を行った旨の証明書(様式第5号)のみを添付※条件記載

新規創業補助金

※市は、税金及び税外徴収金等の滞納等を各課へ調査(3日～5日程度要します)

八女市

申請者へ補助金交付決定通知
(様式第6号)

※滞納がある場合、調査時の滞納が解消されない限り、交付決定を行わないため、申請者は事業に着手することができません。

※注)内装・外装工事等を補助対象とする場合は、市職員が現地確認を行います。

申請者
①-1

工事や備品購入、パンフ作製等に着手

※工事の場合は、必ず着工前の写真を撮影すること。また、交付決定前に着工及び購入した場合は、補助対象経費から除外されます。

申請者
②

事業完了後、実績報告書を提出
(様式第9号)

※対象経費の改装工事や備品等の購入が完了し、支払い後に提出

【添付書類】

①補助金の対象経費となる請求書明細及領収書の写し

②写真(工事の場合は、着工前と完了写真)※同一場所から撮影

※備品購入の場合は、購入した物品の写真

③パンフレット等の場合は、現物も提出ください。

注)3月20日頃まで提出

注)対象事業費の増減により補助金交付決定額が増・減する場合には、変更申請書(様式第8号)を提出すること。

※注)内装・外装工事及び備品購入等の場合は、市職員が現地確認を行います。

八女市

申請者へ補助金確定通知
(様式第10号)

※上記の補助金確定通知を受領されたら速やかに請求書を提出ください。

申請者
③

市へ請求書を提出(様式第11号)

※注)振込先情報の口座名義人は、申請者に限ります。

八女市

申請者の指定口座へ補助金振込

※請求書に記載された振込先へ1ヶ月以内に振込みを行います。

【補助金返還となる場合】 ※令和2年4月から改正されました。

①補助金を受けた新規創業または新事業が、補助事業完了日から3年以上継続しなかったとき。

②法人の場合、事業所登記を市外に移したとき。個人事業主の場合、住所を市外に移したとき。

③補助金を受けて購入した備品等の転売又は目的外に使用しているとき。(その他、お尋ねください。)